

川口ダム自然エネルギーミュージアム運営要領

（目 的）

第1条 徳島県企業局（以下「企業局」という。）は、発電・エネルギーへの関心を高め、自然エネルギー普及促進と次代の技術者育成に寄与するため、企業局が徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1において所有する管理棟内に、「川口ダム自然エネルギーミュージアム」（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 ミュージアムの組織については、別表「川口ダム自然エネルギーミュージアム組織体制」のとおり。

（業 務）

第3条 ミュージアムは、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- （1）ミュージアム来館者への対応
- （2）科学への理解を深めるための体験学習等の企画や実践に関する活動
- （3）自然エネルギーの普及啓発に関する活動
- （4）映像アトラクションや教材を利用した体験学習に関する活動
- （5）HP、SNS等及びPR用ポスター、チラシ等で発信する広報に関する活動

（委 託）

第4条 企業局は、前条の業務を法人、その他の団体に委託することができる。

（開館時間）

第5条 ミュージアムの開館時間は次のとおり。

- （1）開館時間 午前9時30分から午後4時30分まで

（開館日）

第6条 ミュージアムの開館日は次のとおり。

- （1）開 館 日 毎週火曜日から日曜日
- （2）休 日 月曜日（祝日の場合は翌日）。ただし学校長期休業期間を除く。
年末年始（12月29日～1月1日）

（利用料）

第7条 ミュージアムの利用料は無料とする。

（入館禁止）

第8条 次に掲げる行為を行う者はミュージアムへの入室を禁止する。

- （1）泥酔等、他の利用者の迷惑となる行為。
- （2）危険物の持ち込み等、他の利用者に危害を及ぼす恐れ又は施設に損害を与える恐れのある行為。
- （3）その他、管理者の指示に従わないなど、ミュージアムの管理運営上支障のある行為。

(災害・緊急時等の対応)

第9条 ミュージアムの災害・緊急時等の対応については、別に定める「川口ダム自然エネルギーミュージアム災害・緊急時の対応体制」に基づき、緊急事態に備えるものとする。

附 則

この要領は平成28年7月6日から施行する。

この要領は平成29年2月21日から施行する。

この要領は令和4年4月1日から施行する。

この要領は令和8年11月1日から施行する。